

令和3年第8回定例会

江東区教育委員会会議録

令和3年8月20日（金）

江東区教育委員会

令和3年第8回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年8月20日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和3年8月20日（金）午前10時59分
- 3 開会場所 江東区教育センター（大研修室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長、古川文化観光課長

6 報告事項

- （1）江東区文化財の解除について
- （2）新型コロナウイルス感染症の対応について
- （3）令和4年度新1・7年生の学校選択制度の取り扱いについて
- （4）令和4年度新1・7年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数について
- （5）区立幼稚園のあり方に関する検討状況について
- （6）令和4年度区立幼稚園の園児募集について

7 協議事項

- （1）通学区域の変更について
- （2）令和4年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

8 追加協議事項

- （1）緊急事態宣言（4度目）の再延長に伴う施設の対応について

9 審議概要

本多教育長 ただいまより令和3年第8回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨、2名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

本多教育長 傍聴人の方をお願いいたします。教育委員会では議論を静謐な環境の下で行いたいと思います。傍聴券に記載してございます注意事項をお守

りいただくなど、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

また、本日は教育委員、理事者もマスクを着けて会議を行います。音声がよく聞こえるよう、マイクを使用することについてもお伝えさせていただきます。

なお、傍聴中に体調が優れないなどの場合につきましては、遠慮なく途中で御退室くださって構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議について、理事者である守屋教育支援課長が欠席となります。御了承ください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、進藤委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告事項 1 江東区文化財の解除についてを事務局より説明願います。

古川文化観光課長 江東区文化財の解除について説明いたします。資料 1 を御覧ください。2 件ありまして、いずれも無形文化財の解除についてであります。

1 件目。工芸技術であります鍛金ですね。そちらの無形文化財の保持者であります佐生明義様が令和 3 年 3 月 11 日に亡くなったということで、文化財条例の 5 条第 3 項に基づきまして、登録を解除するものでございます。

鍛金は貴金属を素材とする地金を金づちでたたいて伸ばしまして、表裏から打ち出して模様を浮き出すなどの形で装身具などを作るという技術であります。保持者であります佐生様は昭和 17 年生まれで、元区の無形文化財保持者であった父の常治郎様について技術の習得をしまして、その後、現代風の技術を習得し、昭和 60 年に高橋の商店街のほうでお店を開きまして、仕事を続けてまいった方ということでございます。

2 件目は、同じく工芸技術の表具の無形文化財保持者の岩崎清二様、こちらも令和 3 年 4 月 17 日に亡くなったということで、保持者の認定解除をするものでございます。

表具は、和紙だとか布を張り合わせまして、掛け軸だとか額物、巻物、屏風、そういった物を作る技術であります。岩崎様は大正 13 年生まれで、幼少の頃から表具の修行を行いまして、その後、技術の向上を目指して上京し、神田や浅草の表具店で修行した後に、昭和 29 年から岩崎表具店という形で東陽で独立し、その後、木場に移転したということでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件につきまして質疑願います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本報告を終了いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、他の公務のため退席いた

します。

続いて、議事進行上の関係から順序を変更し、協議事項 2、令和 4 年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

なお、審議に入る前の確認事項といたしまして、今回の教科書の採択に関わる公正な選定、採択手続を期するために、本委員会の教科書採択の資料及び会議録については、採択が終了した後に情報公開に付すことといたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 それでは、本案について事務局より説明をお願いします。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和 4 年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について、御説明いたします。

初めに、資料について御説明いたします。江東区立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、資料 8 の江東区立学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてに基づき、障害種別や程度、発達段階等を考慮して、こどもたちに最もふさわしい教科書という視点で教科書の調査を行ってまいりました。

調査部会では、各特別支援学級設置校からの調査結果に基づき、内容だけでなく文字の大きさ、表現やイラストの扱い、活用法、系統性などについて精査、検討を行いました。その結果を一覧表にまとめたものが資料 9、令和 4 年度江東区立小学校特別支援学級教科用図書一覧、及び資料 10、令和 4 年度江東区立中学校特別支援学級教科用図書一覧でございます。

資料 9、10 の記載についてでございますが、区分のところに「検」と記載してありますのは、文部科学省の検定を経た教科用図書のことでございます。文部科学省の検定を経た教科用図書を使用する場合は、現在採択されている発行者の教科用図書を使用することになります。

次に、「文」と記載してありますのは、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のことでございます。

そして、「般」と記載してありますのは、学校教育法の附則 9 条に規定する一般図書のことでございます。特別支援学級で使用する教科用図書は、以上の中から採択することとなっております。

最後に、一般図書の採択基準について説明いたします。資料 8、江東区立学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてを御覧ください。一般図書の採択基準は、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書であること。現在も入手が可能な図書であること。児童生徒の障害種別、程度、能力、特性に最もふさわしい文字、表現、挿絵、題材等の図書であること。可能な限り、系統的に編修されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であることなどが挙げられます。

なお、一般文書は資料 11 の東京都教育委員会が調査研究を行い、作成した令和 3 から 4 年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に掲載されている図書の中から選定を行っております。教科書として採択する一般図書は、各教科の主たる教材として有効かつ適切でなければなりません。資料 9、10 としてまとめました教科用図書一覧は、十分に調査研究された図書の中から選定されているものであることを付け加えさせていただきます。

説明は以上です。御協議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 それでは、本日、教科書も幾つか先生方の前に御用意させていただき、実際に御覧いただいているわけでございますけれども、これらについて御協議をいただければと思います。少し見ていただいたりして構いませんけど、いかがでしょうか。

進 藤 委 員 一覧に掲載されている図書を実際に見せていただきましたけど、例えば、文部科学省の著作の国語ですね。星印が 5 つあるものですが、これは生活との関連が非常に図られているという教科書であると思います。みんなに伝えたり、学校を紹介したりする際のポイントが掲載されています。手紙の書き方や様々な場面でのメモの取り方についても掲載されています。これは非常に卒業後にも役に立つ教科書ではないかというふうに思っております。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。中をよく見ると、生活に関連するところとか、こどもたちの学習が生活に結びつくような配慮が確かにあるのかなというふうに思います。
ほかがいかがでしょうか。

眞 貝 委 員 私は主体的な学びを促すためには、児童生徒の学習に対する興味・関心が高められるような教科書が良いと考えております。この「うつくしい絵」というのは、美術の知識として知っておきたい有名な絵画の見方や感じ方がやさしい言葉で説明されており、モナリザの絵の特徴、作者であるダ・ヴィンチがどのような思いでモナリザを描いたかなども詳しく書かれております。また、西洋絵画のみならず、葛飾北斎についても紹介されております。こどもたちが様々な絵画を通して美術への興味・関心を高めることができると思いました。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。幾つか、例えば毎年推薦されるようなものが今回もあると思いますが、この本もそうですね。今、眞貝委員がおっしゃられたようなことも工夫されているかなと思いますね。
ほかはいかがでしょうか。

鈴木 委員 私も毎年、特別支援学級の一般図書を見ておりますけれども、今、眞貝委員がおっしゃったように、こどもたちが興味・関心を持って、そして楽しみながら学習できることが大切だなと思っております。ここにあります「めくってはっけん！にほんちず」というものがありますけれども、多くのめくり式の仕掛けになって、操作をしながら学習ができるような工夫になっています。また、始めのページには世界における日本の国土の位置や広さ、人口なども記載されておりまして、日本について興味・関心を高めるような工夫が感じられる本だというふうに思います。

本多 教育長 ありがとうございます。社会科のリストに載っている本だと思いますけれども、こどもたちの興味・関心を結びつけるというところで確かに工夫がされている本かなと思います。

ほかいかがでしょうか。

本田 委員 特別支援学級では、児童一人一人の特性に応じた指導が大切であることはもちろん当然のことで、教科書も全てそうになっているなというふうに感じました。障害のあるこどもたちというのは、もちろん特別支援級ではなくて一般通常級でもいらっしゃると思うんですけれども、そういったこどもたちに写真やイラスト、CDなど様々な方法で、内容理解ができるように配慮されている教科書が必要だと考えております。

その中で、今ここに手元にありますのは、「New ABC of English」という英語の教科書ですけれども、学校での友達とのやり取りの中や家庭でのやり取りというところが具体的になっていると同時に、2ページの見開きで1回分になっているという、この1単元の量の少なさが非常に分かりやすく掲載されているなというふうに感じました。

CDもついているので、ネイティブスピーカーの発音を一人一人が確認できる、何度も聞き取れるということもいい点だなと思っております。

そして、最初のページにアルファベットの書き方なども記載されているので、クロームブック等々を1人1台活用するに当たっても、その練習の機会としていいページが入っているなというふうに感じます。

ただ、このCDがだんだん家では聞けなくなってきているというところもあるので、これも端末で聞けるようになると、もっといいのかなというふうには思います。

もう一つだけ、通常級でもこういう教科書をいつでも見れるようになっていると、いいなというふうに感じました。以上です。

本多 教育長 ありがとうございます。今後の活用の幅ということで、CDについては確かに今、CDは使わないというところも出てきていますので、学校

には各学級にCDプレーヤーがあると思いますけど、今後さらに活用ということでは、クロームブックを活用するとか、そういったところになげていけるんじゃないかという御意見をいただいたところです。

ほかはいかがでしょうか。

進藤委員 資料9と資料10に掲載されている教科用図書については、今、各委員から御発言いただいたように、こどもたちの障害だとか発達を踏まえて活用することができるものであり、どれも本区の小中学校特別支援学級で使用するものにふさわしいものではないかと私は考えております。

本多教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、特に御意見なければ、令和4年度江東区立学校特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、資料9、令和4年度江東区立小学校特別支援学級教科用図書一覧、資料10、令和4年度江東区立中学校特別支援学級教科用図書一覧のとおり、採択したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ありがとうございます。御異議ございませんので、令和4年度江東区立小学校特別支援学級教科用図書一覧、令和4年度江東区立中学校特別支援学級教科用図書一覧のとおり、採択をいたします。

以上をもちまして、令和4年度江東区学校特別支援学級教科用図書採択についての審議を終わります。

以上で、特別支援学級教科用図書採択に係る傍聴案件の審議が終了いたしましたので、ここまでの案件の傍聴を希望された傍聴人の方は、事務局の職員が御案内いたしますので、御退室願います。

なお、ほかの案件についても傍聴を希望される傍聴人の方につきましては、引き続き傍聴していただいて結構でございます。

本多教育長 ありがとうございます。

続いて、報告事項2、新型コロナウイルス感染症の対応について、及び追加協議事項1、緊急事態宣言(4度目)の再延長に伴う施設の対応については、互いに関連する案件ですので、まず、報告事項2の報告を聴取し、その後に協議事項の審議に入りたいと存じます。

報告事項2、新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、私から新型コロナウイルス感染症の対応について、御説明申し上げます。資料の2を御覧ください。

こちらの表は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校園に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものです。

3ページをお開き願います。4度目の緊急事態宣言の発令に伴う区立学校園の対応につきまして、記載のとおり、第26報の通知を7月9日に発出しておりますが、この緊急事態宣言につきましては、8月31日までの期間延長が8月2日に国において決定がなされておりますが、新たな通知の発出は行っておりませんので、延長期間の学校園の対応につきましては、第26報に基づいて対応していくことになります。

また、8月17日には緊急事態宣言の再度の期間延長が決定し、9月12日までとなっております。引き続き第26報に基づいて対応することとしてございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。4ページは8月2日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されて、決定いたしました緊急事態宣言4度目の発令に伴う区の対応であります。5ページは、宣言期間の再延長に伴い、8月18日に対策本部において決定いたしました区の対応でございます。

国の対応といたしましては、4ページ、2日付に記載のとおり、緊急事態宣言の延長に伴い、現在の体制・措置を継続する措置と、期間の再延長に対しましての継続の対応となっております。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。学校園、きつずクラブでの新型コロナウイルス感染症発生状況につきましては、8月19日現在、記載のとおり、小学校40校、中学校17校、幼稚園1園、きつずクラブ17室、感染者数は児童生徒109人、教職員等で82人となっております。発生した各校では濃厚接触者が特定された後、一定期間の休校や休室、学級閉鎖、濃厚接触者の出席停止等の措置を講じてございます。

また、集団接種会場の余剰ワクチンの教員への接種状況でございますが、8月18日現在、1,690人の方が1回目を終了し、2回目の接種も1,418人の方が終了しているということでございます。これらの方々につきまして、これまで重大な副反応の報告は受けていないということでございます。

私から報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件に関する質疑につきましては、この後の協議事項の審査の際、併せてお願いいたします。

続いて、追加協議事項1、緊急事態宣言（4度目）の再延長に伴う施設の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、追加協議事項1、緊急事態宣言（4度目）の再延長に伴う施設の対応について、御説明申し上げます。資料12を御覧ください。

今回の緊急事態宣言の再延長に伴う教育関係施設の対応につきましては、表のとおり、各施設とも変更はございませんが、貸出施設におけるキャンセル料、使用料等の返還については、適用期間令和3年8月31日までの申し出分を対象としていたものを、令和3年9月30日までに延長してございます。こちらにつきましては、よろしく御協議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、報告事項2と併せて一括質疑を行います。いかがでしょうか。

鈴 木 委 員 今、御報告をお聞きしまして、感染がどんどん増えているということがよく分かりました。今、ちょうど夏休みでありますので、こどもたちの感染の機会は少ない時期になりますが、増えているということで、ちょっと残念であります。これからまた新学期が始まりまして、教育委員会としては今までもやってきましたけれども、どのようなことを特に力を入れて、感染対策ということで、部活動の活動その他いろいろあると思うんですけれども、どのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長 夏休み後の教育活動再開についてですけれども、緊急事態宣言が延長されたということで、緊急事態宣言下の活動制限、それはこちらで出しました学校園の運営についての対応に基づき、対応してまいりたいと考えております。

感染症対策については、今まで行いました手洗いだとか手指消毒だとかマスクの着用、そういったことをさらに徹底して指導してまいりたいと考えております。

鈴 木 委 員 例えば、これは分かりませんが、学校が始まってからさらに感染が広がっていったときに、通常登校、またはZ o o mなり、リモートなりというようなことも考えられているのか、そういうことを聞きたいと思います。

飯 塚 指 導 室 長 今、委員さんから御指摘がありましたオンラインの授業等についてですけれども、今後の感染状況においては、自宅でオンラインの授業、そういったことも想定されますので、その準備については学校に指導してまいりたいというふうに考えております。今の時点ですぐオンラインに変えるとか、そういったことは考えておりませんが、今後の感染状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

本 多 教 育 長 現在、学校のほうには教育委員会から、いつそういった状態になって

もいのように、オンライン授業の準備を確実にするという通知は出させていただいているところで、1人1台のGIGAスクール構想のところで高速大容量の回線の工事も終了いたしまして、各学校でそういったところも今まで以上に順調に進められるように準備をしていこうと思っております。

ほかいかがでしょうか。

眞 貝 委 員 オンライン授業に移行するという目安というのは大体どのくらいなんでしょうか。

本 多 教 育 長 全てをオンライン授業にするかどうかというのは、それはまた先生方の御意見をいただき決めていきたいと思いますけれども、今までも、例えば感染者が出たとか濃厚接触者が出ているとか、そういった部分で学級を閉じざるを得ない状況とか、また、登校できないお子さんがいらっしゃる状況とか、そういったときに授業をオンラインでやって、家庭の子たちが見られるようにするとか、そういったことを今までもやってきました。

また、もし、例えばクラス全部が閉じなければいけない状況になった場合には、先生が教室から全部のこどもたちにオンラインで授業ができるようにということで、今まで1人1台端末が入る前にやっていたこと以上に、1人1台端末が入りましたので、そういったものが全て皆さんに、こどもたちに同じものをですね、手元にありますので、今まで以上に丁寧にできるように、実は夏休み前もそういったことを想定して、各学校で1人1台端末の活用を進めてきているところですので、今のところ、いつそういった状況になってもいのように準備しなさいというふうに各学校に伝えているところです。よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。追加協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

次に、報告事項3、令和4年度新1・7年生の学校選択制度の取り扱いについて、及び協議事項1、通学区域の変更については、互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議したいと存じます。

また、この2件については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規制により、報告事項3及び協議事項1は秘密会とい

たします。

申し訳ありませんけれども、傍聴人の方は事務局の指示に従い、御退室願います。なお、秘密会終了後は再入室できますので、もし御希望がありましたら事務局にお声かけください。またお呼びいたします。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、報告事項 3、令和 4 年度新 1・7 年生の学校選択制度の取扱いについて、及び協議事項 1、通学区域の変更についてを事務局より一括して説明願います。

大 町 学 務 課 長 それでは、一括して御説明をいたしますが、報告事項、学校選択制度の取扱いについては、協議事項の通学区域の変更を前提とした内容を含みますため、協議事項から先に御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 7 をお願いいたします。今回、審議をお願いする通学区域の変更は 2 点ですが、いずれも将来的な生徒の受入れ困難に伴い、新築のマンション単位で中学校の学区域を変更する内容となっております。なお、小学校に関しては、それぞれマンション事業者から用地の提供を受け、小学校で増築棟を整備したという点でも共通しております。

まず、1 の対象校ですが、(1) のとおり、深川第五中学校と有明西学園（後期課程）との間、(2) のとおり、亀戸中学校と第三亀戸中学校との間で通学区域を変更するものです。

(1) から順に変更内容を御説明いたします。恐れ入りますが、4 ページをお開きいただき、通学区域図を御覧ください。4 ページの通学区域図を御覧ください。こちら赤い線が小学校の通学区域、青い線が中学校の通学区域を表しています。今回、区域を変更するマンションは、上方向右寄りの黒く塗り潰してあります豊洲五丁目に建設中のブランズタワー豊洲で、現在は深川第五中学校が指定校となっておりますが、今後生徒の受入れに困難が予想されることから、有明西学園へ通学区域の変更を行うものです。

1 枚ページをお戻りいただき、2 ページを御覧ください。こちらは深川第五中学校と有明西学園（後期課程）の生徒数、学級数の将来推計となります。上段の現行欄はブランズタワー豊洲の通学区域を深川第五中学校のままとした場合、下段の変更後は、同マンションの通学区域を有明西学園（後期課程）に変更した場合の推計となっております。

深川第五中学校は、利用可能教室 17 教室に対し、今年度既に 16 クラスと余裕がないところ、生徒数の増加が続き、現行のままで令和 8 年度には教室数が不足する見込みとなっております。そのため、本物件の通学区域を有明西学園へ変更することで、収容困難となる状況を避けたいと考えております。

なお、変更後の推計でも、令和 2 年度には教室数の不足が現状では見

込まれておりますので、空きスペースの普通教室への転用など、所要の主要対策については検討してまいります。

また、今回の変更に伴いまして、ブランズタワー豊洲の通学区域については、小学校が豊洲西小学校、中学校が有明西学園（後期課程）となりますが、有明西学園が小中一貫教育を行っていることを考慮し、前期課程から有明西学園に入学を希望する場合は、無抽選で入学を認めることといたします。これは、豊洲六丁目の居住者を対象として既に適用している特例と同様の取扱いとなります。

続きまして、もう1件、亀戸中学校と第三亀戸中学校の通学区域の変更について御説明しますので、もう一度ページを後ろにおめくりいただき、5ページの通学区域図を御覧ください。対象のマンションですが、中央左寄りのプラウドタワー亀戸クロスで、亀戸六丁目サンストリートの跡地に建設中の物件となります。現在は青い線、中学校の通学区域が示すとおり、亀戸中学校が指定校であります。こちらでも生徒の受入れ困難が予想されることから、第三亀戸中学校へ通学区域を変更いたします。

ページを、恐れ入ります、またお戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。先ほどと同様、現行と変更後の推計とを示しています。亀戸中学校は利用可能教室17教室を今後上回ることは現時点ではないものの、最大16クラスと余裕がない一方で、第三亀戸中学校は今後も教室数に余裕がございます。そのため、今回の変更により、生徒数を減少させ、亀戸中学校の収容上の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきまして、4の今後の予定に記載のとおり、本日の協議後、8月30日の文教委員会でも協議を行いまして、12月の本委員会に規則改正議案を提出する予定としております。

本件につきましては以上でございますが、続きまして、令和2年度新1・7年生の学校選択制度の取扱いについて説明いたしますので、資料3を御覧ください。まず、1の対象者は、令和4年度に区立小中学校・義務教育学校に入学する予定の区内在住者となります。

2の選択範囲については、小学校及び義務教育学校前期課程は徒歩で通える学校から、中学校及び義務教育学校後期課程は、区内全域の学校から選択することが可能となっております。

3の手続ですが、（1）のとおり、学校選択希望票を9月17日に送付した後、（3）学校選択希望票の手続期限を11月5日、（5）学校選択希望の変更期間を11月15日～19日までとし、希望を確定をさせます。

その結果、希望者が受入れ可能人数を超えた学校につきまして、公開抽選により入学者を決定しますが、その取扱いを4に記載をしております。

す。

2 ページをお願いいたします。(2) のとおり、抽選の有無を11月26日に公表いたしまして、(4) 公開抽選は小学校等は12月7日、中学校等は12月8日に行います。

また、(5) には無抽選で希望校への入学を認める場合として、抽選の特例を記載していますが、このうち、⑤につきましては、先ほどの通学区域の変更で御説明いたしましたブランズタワー豊洲の入居者に係る特例を新たに追加しました。

次に、5の補欠者の取扱いですが、(3) の最終繰上結果の公表については小学校等が令和4年1月20日、中学校等が2月18日としております。

3 ページを御覧ください。中段、7の学校情報の提供ですが、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえまして、昨年と同様、新入生等を対象とした学校公開は中止としますが、各校のホームページに特色や経営方針等を紹介する新入生向けのコンテンツを掲載するよう、学校宛て通知を行いました。

その他の項目につきましては、おおむね例年と同様の内容となっておりますので、後ほど御参照願います。

私からの説明は以上でございます。協議事項につきましては、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

本 多 教 育 長 この件について質疑願います。

鈴 木 委 員 今回、2件が通学区域が変更されるということですが、今後の見通しというのは、どんどんこういう状況になっていくのか、それとも少し落ち着いていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

大 町 学 務 課 長 大規模マンションの計画が提出されました際に、実際、収容対策についても検討を行うわけですが、今回、御審議いただく2件と同様に、基本的には新築マンションの範囲で収容上難しい場合は、通学区域の変更をお願いしているところでして、今後もこうした事案については何件か出てくる見通しとなっております。また御審議をその都度お願いしたいと考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。

(傍聴人入室)

本 多 教 育 長 では、次に報告事項４、令和４年度新１・７年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数についてを事務局より説明願います。

大 町 学 務 課 長 それでは、資料４を御覧ください。１ページ、表が小学校及び義務教育学校前期課程、裏面の２ページが中学校及び義務教育学校後期課程の令和４年度の受入れ予定人数となっております。それぞれの表には学校名、基準学級数のほか、通学区域外からの受入れ予定人数の目安をアルファベットで表記をしております。

まず、基準学級数ですが、こちらは本年５月１日現在の通学区域内の児童生徒数、これまでの通学区域内からの入学率、今年度の学級数、そして学校施設の収容能力などを踏まえまして、学務課で案を作成し、各学校と協議の上、決定をしております。

また、通学区域内の受入れ予定人数につきましては、基準学級数を基に算出した受入れ可能人数から、入学が想定される区域内の児童生徒数などを控除いたしまして、区域外からの受入れ可能であろうおおよその人数の範囲をアルファベットで表示をしたものです。

それぞれのアルファベットが示す人数の範囲につきましては、表の下に記載をしております。

なお、学校名の左側の欄外、黒い星印のついている明治小学校など８校は、昨年度と同様でございますが、収容対策上の理由により、通学区域外からの受入れを行わないこととしております。ただし、こうした受入れを行わない学校でも、特例として、現在通学している上のお子さんが令和４年度も在学をする場合や、在学期間中に通学区域内での転居が確実な場合には、学校選択を認めることとしております。

２ページの中学校及び義務教育学校後期課程につきましては、昨年と同様、通学区域外からの受入れができないという学校はございません。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項５、区立幼稚園のあり方に関する検討状況についてを事務局より説明をお願いします。

大 町 学 務 課 長 恐れ入りますが、資料５をお願いいたします。区立幼稚園のあり方に関する検討の進捗状況につきまして、御説明をいたします。本件につきましては、区立幼稚園あり方検討委員会における検討をはじめ、長期計画検討推進委員会行革部会への説明や、私立幼稚園協会とも意見交換を行いながら、具体的な見直し案の策定を進めてまいりましたが、粗方の方向性が確定をしてまいりましたので、その内容を本日は御報告差し上

げます。

2の検討状況と方向性を御覧ください。まず、今回、あり方を見直していく過程で、区立幼稚園を取り巻く状況、それはすなわち令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や区内保育所待機児数の大幅な減少などを、実施計画のみならず、基本方針にも適切に反映されるべきとの意見がありました。

そのため、基本方針と実施計画等を併せて今回見直すこととし、そのうち実施計画につきましては、計画期間を令和8年度までといたします。

続いて、項目別の方向性ですが、まず、(1)の3歳児保育及び預かり保育の実施については、3歳児保育の利用希望が高いこと、幼保無償化後も在宅や有料施設に預けざるを得ない3歳児が生じている状況を踏まえ、現在、実施園のない城東地域において、令和5年度から3歳児保育を実施する考えです。

一方で、長時間の預かり保育につきましては、既に豊洲幼稚園、南陽幼稚園で実施しておりますが、これら2園とは異なり、当該地域においては保育所待機児童が見込まれない状況から、実施を見合わせることにいたします。

(2)の認定こども園への転換につきましては、区全域において今後、保育所待機児童数の大幅な増加を見込めない現状から、区立幼稚園から認定こども園への転換は行わない方針といたします。

次に(3)の適正配置ですが、区立幼稚園児数の将来推計から既に廃園が決定している4園に加え、令和8年度までにさらに3園を廃園する計画といたします。

また、(4)のとおり、私立幼稚園との連携については一層強化していく考えです。

3の今後の予定ですが、今、御説明いたしました方向性に基づきまして、9月中には基本方針と具体的な対象園を明示した実施計画の見直し案を策定し、本委員会並びに議会への報告を行った後、保護者、町会等への説明や市民への意見募集を進めていく考えでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。

鈴 木 委 員 まず、現在の待機児童の数は、どのぐらいいるのかということ。それから、廃園決定している4園ありますけれども、その後の活用なんかはどうなっているのかということ。さらに3園追加で廃園するということですが、今、一番需要の多いものに活用すべきだと思うんですけど、この辺はどんな状況、方向性なのか、お聞きしたいと思います。

大 町 学 務 課 長 まず、本年の保育所待機児童数ですが、区全体で1歳児が4名という

状況です。区全体で4名ということで、かなり大幅に減少をしております。

それから、廃園後の施設の活用についてですが、既に廃園が決定している4園のうち、もみじ幼稚園と小名木川幼稚園の跡地の活用につきましては、教育委員会のみならず、区全体の跡地の検討組織において、区全体の中で優先順位の高いものに活用が検討されることとなっております。現状、もみじ、小名木川につきましては検討の最中ということでございます。

今後、廃園を決定する3園につきましても、その廃園時期に向けて都度検討が進められていくものというふうに考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

進 藤 委 員 いろいろ幼稚園のほうが大変だということは分かるんですけども、3歳児保育の需要が非常に多いと声が上がっているということで、城東地区で3歳児保育を何園ぐらいの予定なんでしょうか。それとまた、城東じゃない深川地区とか、この辺も増えていくんでしょうか。一応令和8年までに検討の資料が出るということなんですけど、それも踏まえて、その辺の進捗状況を教えていただきたいと思います。

大 町 学 務 課 長 現時点で何園で実施するということにつきましては、申し訳ありません、お答えできませんけれども、まず深川、それから臨海地域で1園ということで進めてまいりました。城東地域には南陽、豊洲ほど大規模な園はございませんけれども、定員のほうを考えながら、同程度の定員が確保できるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後3歳児の需要が区全体で増えていくのかというお尋ねであります。確かに南陽幼稚園、豊洲幼稚園ともに3歳児保育についてはここ2年公開抽選ということで、非常に人気があったことは事実でございます。

ただ、実施開始2年目でありますけれども、豊洲幼稚園につきましては現状、定員に空きが既に出ております。来年度、これが引き続き抽選まで申込者数があるかどうかにつきましては、幼稚園全体の人数ということでどうしても減少傾向にはございますので、その動向については注視して、今後の計画のほうを策定していく必要があるというふうに考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

今、学務課長のほうから報告ございましたけれども、最後のほうにありましたが、就学前教育の充実ということが書かれていますが、現状、文科省のほうでも幼児教育の充実ということで、幼小接続ですね、そこ

のところもかなり言われているところで、本区の区立幼稚園は今、就学前教育スタンダードをつくりながら、区内の幼児教育の中核となって頑張ってきたというところもございますので、今後、そういった区立幼稚園の果たすべき役割をしっかりと明確にして進めていきたい。

要するに、廃園という部分もございますけれども、内容についてはしっかりと充実を図って、区全体の幼児教育をしっかりとレベルアップしていくために、その辺も今後の方針の作成等に反映していただければというふうに思っているところでございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本件について、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6、令和4年度区立幼稚園の園児募集についてを事務局より説明願います。

大町学務課長 それでは、資料6を御覧願います。令和4年4月に区立幼稚園に入園する4歳児と3歳児の募集について、御説明をいたします。

まず、1の園児募集人数一覧のうち、上段から中段にかけての4歳児につきましては、今年度の入園実数や来年4歳となるお子さんの他施設等への通園状況も踏まえまして、募集定員を18園で580名といたしました。

2番の南陽幼稚園、6番の豊洲幼稚園につきましては、3歳児保育実施園であることから、それぞれ4歳児については定員増分のみの募集となります。

また、表に記載のないもみじ幼稚園と小名木川幼稚園につきましては、先ほども説明をいたしました、今年度末での廃園を予定していることから、園児募集は行いません。

また、令和5年度末での廃園を予定しております9番のちどり幼稚園につきましては、今回が最後の募集となります。

続きまして、下段の3歳児につきましては、募集定員を2園で120名としております。昨年度と変更はございません。

2の申し込み資格は記載のとおりです。

3の園児募集日程につきましては、おおむね昨年度と同様ですが、10月1日に江東区報に掲載と広報板等へのポスター掲出を行った後、10月15日から区役所及び各幼稚園で申込書を配布いたします。申込みの受付は11月2日、4日、5日の3日間ですが、従前どおり、各幼稚園で受付を行うほか、新型コロナの拡大も踏まえて、郵送での受付も可能とする考えです。

申込みが各園の募集定員を上回った場合、11月12日に抽選を行う園を発表し、16日に公開抽選を行います。なお、昨年度は南陽幼稚園、豊洲幼稚園の3歳児が抽選となりました。

抽選の結果につきましては、各幼稚園に掲出するほか、申込者に通知

し、併せて健康診断の日時等もお知らせをいたします。

園児募集についての説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

現状は、先ほど学務課長から今後の在り方について報告のあったところでありますけれども、新型コロナの状況でなかなか園の公開ができないというところもございまして、各園も工夫して、今、ホームページに動画を上げたり、様々な工夫しているところです。役所でも今、各園の掲示を展示して、そこにQRコードをつけたりとか、工夫はしているんですけれども、なかなか集まってくることができないので、教育委員会といたしましても、私のホームページに幼児教育の価値であるとか、そういったところも発信をさせていただいているところでございますが、各園努力していただいて、しっかり新入園児を集めていければというふうに思っております。

よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い、御退室願います。ありがとうございます。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっていますが、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして令和3年第8回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。